

令和5年度 新型コロナウイルス感染拡大防止のための日本赤十字看護大学活動指針（学生用）

2023.4.1更新

レベル（大学基準）	国の基準	東京都の基準	埼玉県の基準（HP）	大学への入講 開館時間	図書館入館	教育 （授業・演習）	実習	大学院 研究活動	課外活動	窓口対応	施設利用・貸出
レベル0 感染対策行動の日常と新たな大学活動	感染者0レベル	—	—	通常通り	通常通り	通常通り以上：遠隔授業、ICTを効果的に活用しながら、新たな教育方法の実施	通常通り	・通常通り以上：遠隔授業の効果的活用と対面授業 ・感染対策励行、臨地研究活動可能	通常通り	通常通り	通常通り
レベル1 感染対策行動の日常化と大学活動の平常化	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	—	感染対策の実施 ・出入口は、【広尾】守衛室前1か所【大宮】本館および別館各1か所	感染対策の実施 ・通常時間での利用可能 ・本学学生、教職員、日赤関係、卒業・修了生・相互利用提携がある大学関係者は特に制限なし ・それ以外の学外者の入館は、許可を得た場合（図書館への事前連絡が必要） ・グループ学習室、AV（視聴覚）室、図書館ラウンジは座席数を制限	・感染対策を講じた上で通常通りの教育を実施（原則として対面授業） ・ICT活用して効果的な教育方法の工夫と実施（一部科目についてはオンライン形式）	感染対策を講じた上で、臨地での実習を実施（学内実習に変更可能性あり）	院生のニーズに即した授業方法の実施（ハイブリッド）	感染対策に留意して活動可能	通常通り	感染対策を講じて施設利用 ・学内関係者への貸出は許可 ・外部団体への施設貸出は、大学が必要と認めた場合に限る ・学生食堂の営業再開
レベル2 感染対策の徹底による大学活動緩和	段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	3週間後に必要とされる病床が確保病床数（7229床）にの20%に到達	【レベル2への移行目安】 ・確保病床の使用率20%以上 ・人口10万人あたりの新規陽性者が15人以上（保健所毎） ・PCR陽性率5%以上（全県）	・対面授業、図書館、情報処理室、学生ラウンジ、食堂等の施設利用者に限り入講許可 ・学外者は許可を得た人のみ入構可（学外者および対面授業以外での入構の際には、フォーム届出もしくは入構届を提出）	・感染対策の実施 ・通常時間での利用可能 ・本学学生、教職員は特に制限は設けない ・日赤関係、卒業・修了生・相互利用提携がある大学関係者の利用を可能 ・その他の学外者の入館は許可を得た場合可（図書館への事前連絡が必要） ・座席数を制限	・授業は原則対面授業、必要時遠隔授業 ・ハイブリッド型を活用	・十分な安全対策を講じ、実習施設との協議により、受け入れ可能な施設で実習を実施する ・学内演習+受け入れ可能なところで一部臨地実習=実習プログラムを実施	・研究科教務委員会指針に即して対面授業+遠隔授業併用 ・感染対策励行、臨地研究活動可能	感染対策と活動方法の工夫を行い、大学が許可した活動の促進	・感染対策を徹底して窓口業務を実施 ・メール、電話の活用促進	・大学が許可した図書館、情報処理室、教室、ラウンジ、グラウンド等で人数制限を行った場所での利用 ・施設貸出は、大学が必要と認めた場合に限る ・学内関係者への貸出は一部許可
レベル3 感染対策の徹底による大学活動開始	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療が対応できない状況	3週間後に必要とされる病床が確保病床数（7229床）に到達又は病床使用率や重症者用病床（510床）使用率が50%超	【レベル3への移行目安】 ○以下の指標を目安に総合的に判断 ・3週間後の必要病床数が確保病床数に到達した場合 ・病床使用率または重症病床使用率が50%を超えた場合	・対面授業、図書館、情報処理室等の施設利用者に限り入講許可 ・学外者は許可を得た人のみ入構可（学外者および対面授業以外での入構の際には、フォーム届出もしくは入構届を提出）	・感染対策の実施 ・通常時間での利用可能 ・本学学生、教職員は特に制限は設けない ・日赤関係、卒業・修了生・相互利用提携がある大学関係者の利用を可能 ・その他の学外者の入館は許可を得た場合可（図書館への事前連絡が必要） ・状況に応じた利用時間の制限あり ・座席数、入館者数を制限	・授業プロジェクトから授業方法を随時発信する	・授業プロジェクトから随時発信する	・授業プロジェクトから随時発信する	感染対策と活動方法を検討し、大学が許可した場合は可能		・大学が許可した図書館、情報処理室、教室、ラウンジ、グラウンド等で人数制限を行った場所での利用 ・施設貸出は、大学が必要と認めた場合に限る
レベル4 大学休講・緊急事態宣言下の活動	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療員対応できない状況	確保病床数を超えた療養者の入院が必要	感染急増時における病床数でも対応できない場合	原則入構禁止 止むを得ない場合、届け出をして入講許可	・リモートサービスを中心とする ・ただし、状況に応じて許可を得た場合は、使用可能とする	原則的に遠隔授業とする。但し、演習科目等一部の授業科目は対面授業とする	・臨地での実習は、感染対策を徹底した上で可能な範囲とする ・授業プロジェクトから随時発信する	・臨地での研究活動は、フィールドとの調整と、研究科長が認めた場合のみ許可する ・授業プロジェクトから随時発信する	全面活動禁止	原則中止、メールまたは電話の問い合わせのみ	禁止

令和5年4月1日現在、本学の基準は「レベル1」です。